

松江市告示第 209 号

松江市国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）について、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「施行規則」という。）第 27 条の 17 の規定に基づき、支給申請の手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 施行規則第 27 条の 16 第 1 項に規定する月間の高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 施行規則第 27 条の 17 の 2 第 1 項及び第 27 条の 17 の 3 第 1 項に規定する年間の高額療養費をいう。
- (3) 国民健康保険世帯主 世帯主及び国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて（平成 13 年 12 月 25 日保発第 291 号都道府県知事あて厚生労働省保健局長通知）2 の規定による手続により国民健康保険における世帯主となった者をいう。
- (4) 計算期間 毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間をいう。

(対象者)

第 3 条 手続の簡素化をすることができる者は、国民健康保険料に滞納がない者であって、次に掲げるものとする。

(1) 月間の高額療養費の手続の簡素化をすることができる者（以下「月間の対象者」という。）は、高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険世帯主とする。

(2) 年間の高額療養費の手続の簡素化をすることができる者（以下「年間の対象者」という。）は、計算期間を通じて保険者が松江市であって、手続の簡素化による月間の高額療養費の振込みを受けている国民健康保険世帯主とする。

（手続の簡素化の申請等）

第 4 条 手続の簡素化の申請をしようとする月間の対象者は、施行規則第 27 条の 16 第 1 項に規定する高額療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請をした者に対し、申請日以後の月ごとの高額療養費支給申請を省略させることができる。

3 市長は、年間の対象者に対し、年間の高額療養費支給申請を省略させることができる。

（支給決定）

第 5 条 市長は、前条の規定により手続の簡素化をした月間の対象者又は年間の対象者（以下「手続の簡素化をした者」という。）にあつては、高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、通知を行うものとする。

（手続の簡素化の停止）

第 6 条 市長は、手続の簡素化をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができる。

(1) 簡素化の対象外とするよう申出をした場合

(2) 国民健康保険世帯主の資格に異動があり、第 3 条に規定する対象者の要件を満たさなくなった場合

(3) 指定した振込先金融機関口座に高額療養費が振込みできなくなった場合

(4) 死亡した場合

(5) 申請の内容に偽りその他不正があつた場合

2 市長は、手続の簡素化をした者が前項各号に該当しなくなった場合は、手続の簡素化の停止を解除できるものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に申請書が提出されたものについて適用し、同日前に申請書が提出されたものについては、なお従前の例による。